

第4次長与町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2023年 10月
(2025年 3月改訂)

長 与 町

■目次

1 背景	1
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

2. 基本的事項

(1) 目的

長与町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「長与町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、長与町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

長与町事務事業編の対象範囲は、長与町の全ての事務・事業とし、公用車や街路灯等も算定対象とする。

(3) 対象とする温室効果ガス

長与町事務事業編の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる以下の7種類の物質とします。

- ・二酸化炭素
- ・メタン
- ・一酸化二窒素
- ・ハイドロフルオロカーボンのうち地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「地球温暖化対策推進法施行令」といいます。）で定めるもの
- ・パーフルオロカーボンのうち地球温暖化対策推進法施行令で定めるもの
- ・六ふっ化硫黄
- ・三ふっ化窒素

(4) 計画期間

2023年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2027年度に、計画の見直しを行います。

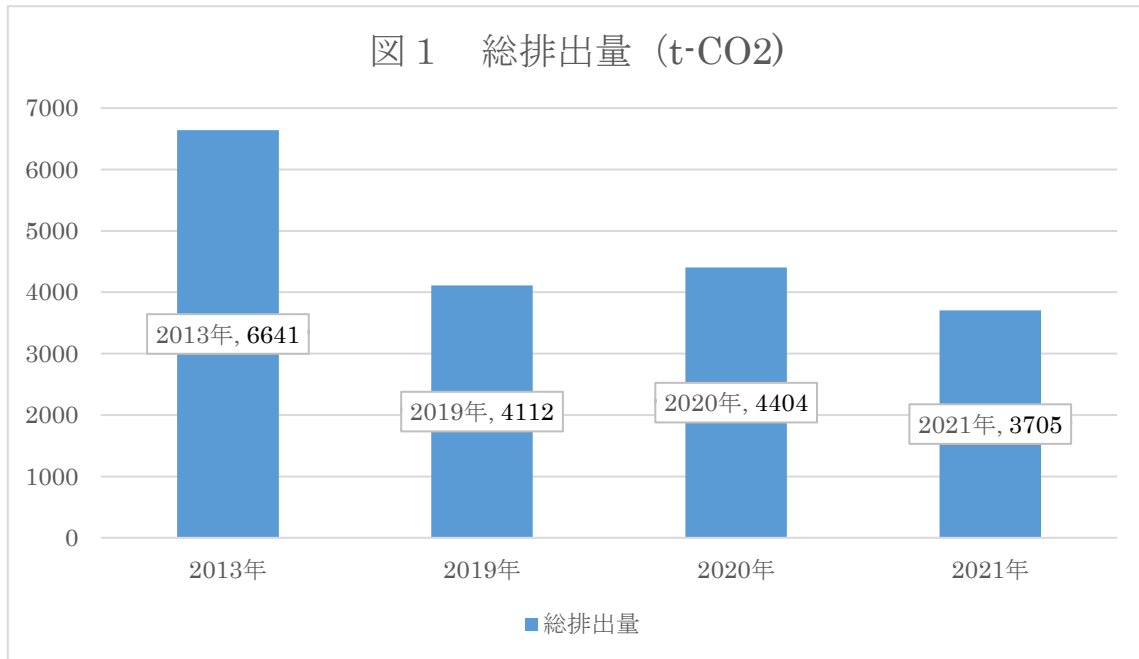
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

長与町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び長与町総合計画に即して策定します。

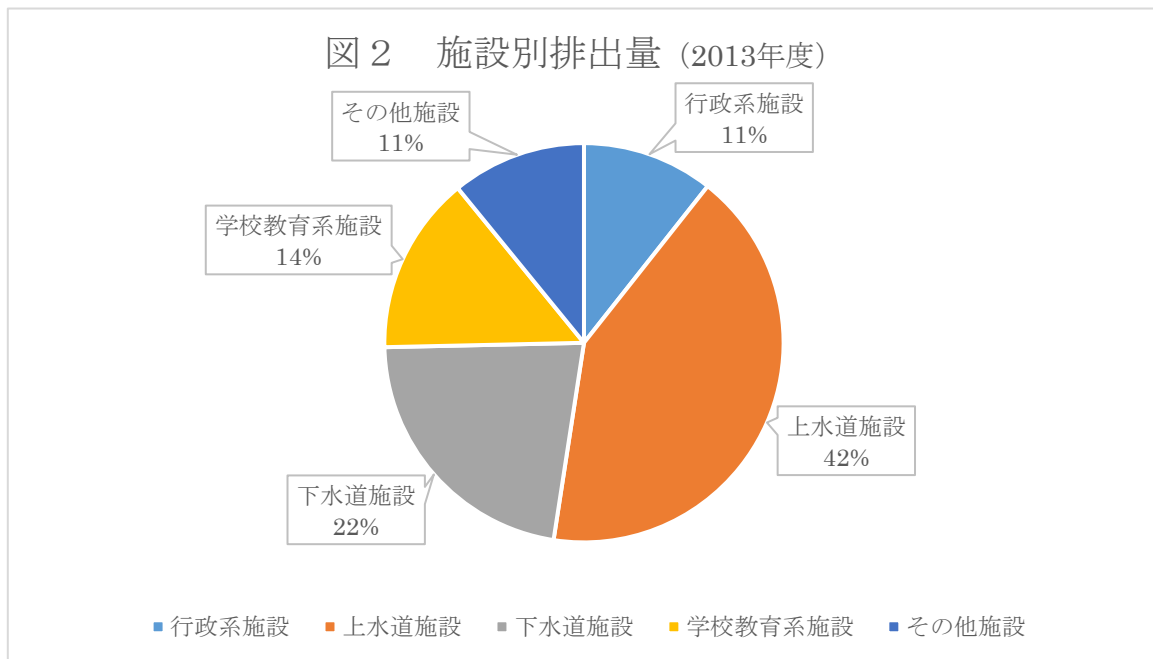
3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

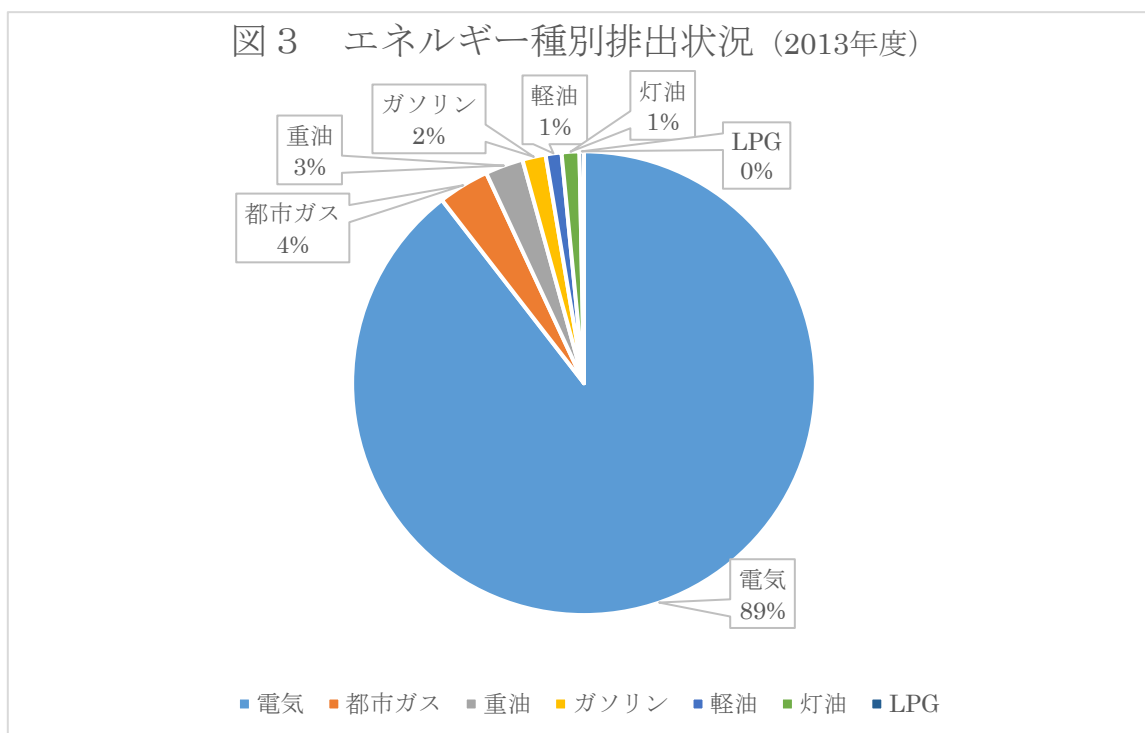
長与町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、6,641t-CO₂となっています。



施設別では、上水道施設が全体の42%を占め、次いで下水道施設22%、学校教育系施設14%、行政系施設11%となっています。



また、エネルギー種別では、電気が全体の89.5%を占め、次いで都市ガス3.6%、重油2.6%、ガソリン1.6%となっています。



(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

長与町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、以下に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- ▶ 学校施設、給食調理施設へ冷暖房設備の導入 (2020年度)
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う換気の増加による空調負担増 (2020年度～)

② 減少要因

- ▶ 水道・下水道設備の省エネ化
- ▶ 入浴施設の一部廃館
- ▶ 排出係数の低減

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

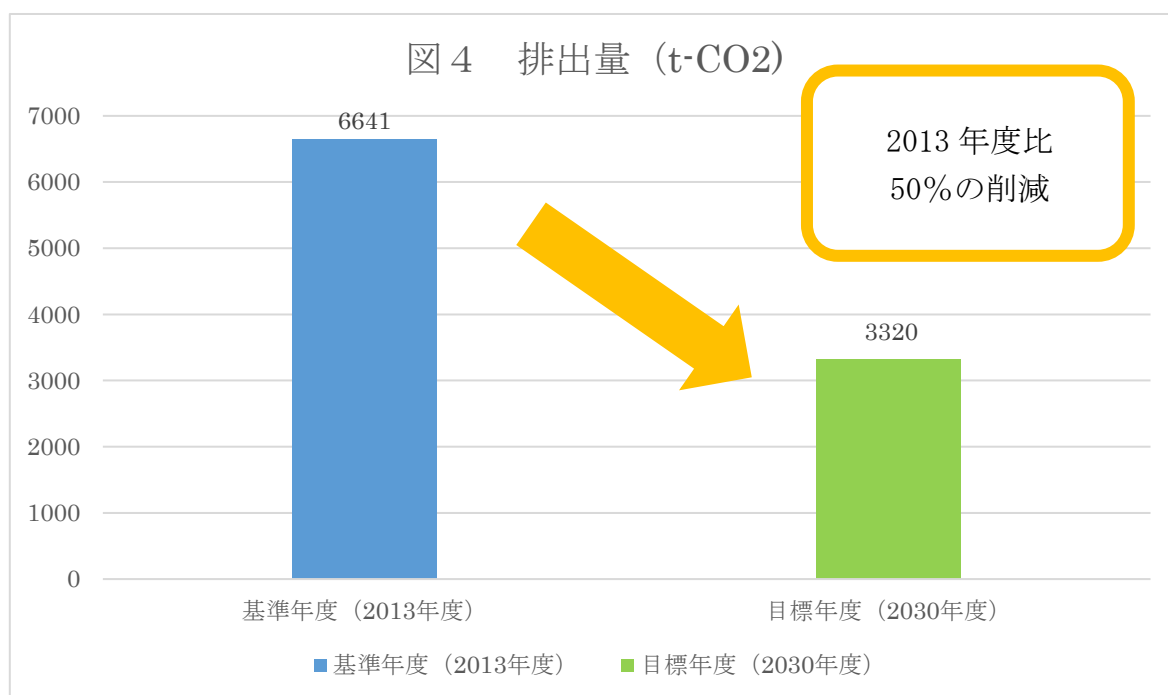
政府実行計画等を踏まえて、長与町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で50%削減することを目標とします。

表1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	6,641 t-CO ₂	3,320 t-CO ₂
削減率	—	50%



5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ▶ 公共施設の省エネ最適化診断を計画的に実施します。
- ▶ 空調機器の清掃を計画的に行い、送風効率を向上させます。
- ▶ 高圧施設における BEMS を利用したデマンド管理を推進し、節電と電気使用量の節減に努めます。
- ▶ LAPSS の活用により継続的な排出量管理体制を整えます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ▶ 公共施設・設備における照明の LED 化を進めます。
- ▶ 新設の公共施設においては、ZEB 化を基本とします。
- ▶ 既存施設においては、計画的に ZEB 可能性調査を実施し、必要に応じて空調等改修時に ZEB 化を実施します。
- ▶ 公用車の計画的な EV・PHEV への転換を推進します。

③ グリーン購入・環境配慮契約の推進

「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ▶ グリーン購入の調達者の手引きに沿った物品等の調達を進めます。
- ▶ 「長与町電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- ▶ ペーパーレス化を推進し、用紙の節減に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ▶ 全公共施設において、太陽光発電の導入を検討します。
- ▶ 主要公共施設について、蓄電池の導入を検討します。
- ▶ 太陽光以外の再生可能エネルギーについても、公共施設での導入可能性について検討します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ▶ 省エネの必要性、地球温暖化対策に対する職員の役割等について、定期的に職員研修を開催します。
- ▶ 昼休み中業務に支障のない範囲で執務室を消灯します。
- ▶ 会議室、トイレ等断続的に使用する箇所の照明は、使用の都度に点灯します。
- ▶ 公用車の運転に際しては、エコドライブを実践します。
- ▶ 廃棄物の適切な分別と減量化に努めます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

長与町事務事業編を推進するために、町長を本部長、各部局長を推進責任者とする「長与町地球温暖化対策実行計画推進本部」を設けます。また、各課長を「地球温暖化対策推進幹事」とする「実行計画推進幹事会」を設け、取組を着実に推進します。各幹事は、所管課内の係長相当職から「実行計画推進委員」を指名し、実行計画の周知徹底と所管課における取組状況を把握します。

① 長与町地球温暖化対策実行計画推進本部（推進本部）

町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とし、各部局の推進責任者（部局長級）で構成し、住民環境課を事務局とします。長与町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改訂・見直しに関する協議・決定を行います。

② 長与町地球温暖化対策実行計画推進幹事会（幹事会）

住民環境課長を代表幹事とし、各課（室）の推進幹事（課長級）で構成します。推進本部での方針に従って、計画推進のための協議と円滑な計画推進のための共通理解を深めます。

③ 長与町地球温暖化対策実行計画推進委員会（委員会）

住民環境課を事務局とし、各課（室）推進幹事が指名する推進委員（係長級程度）で構成します。各課（室）での取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。また、計画の推進における実務的な議題について、幹事会の指示を受けて協議します。

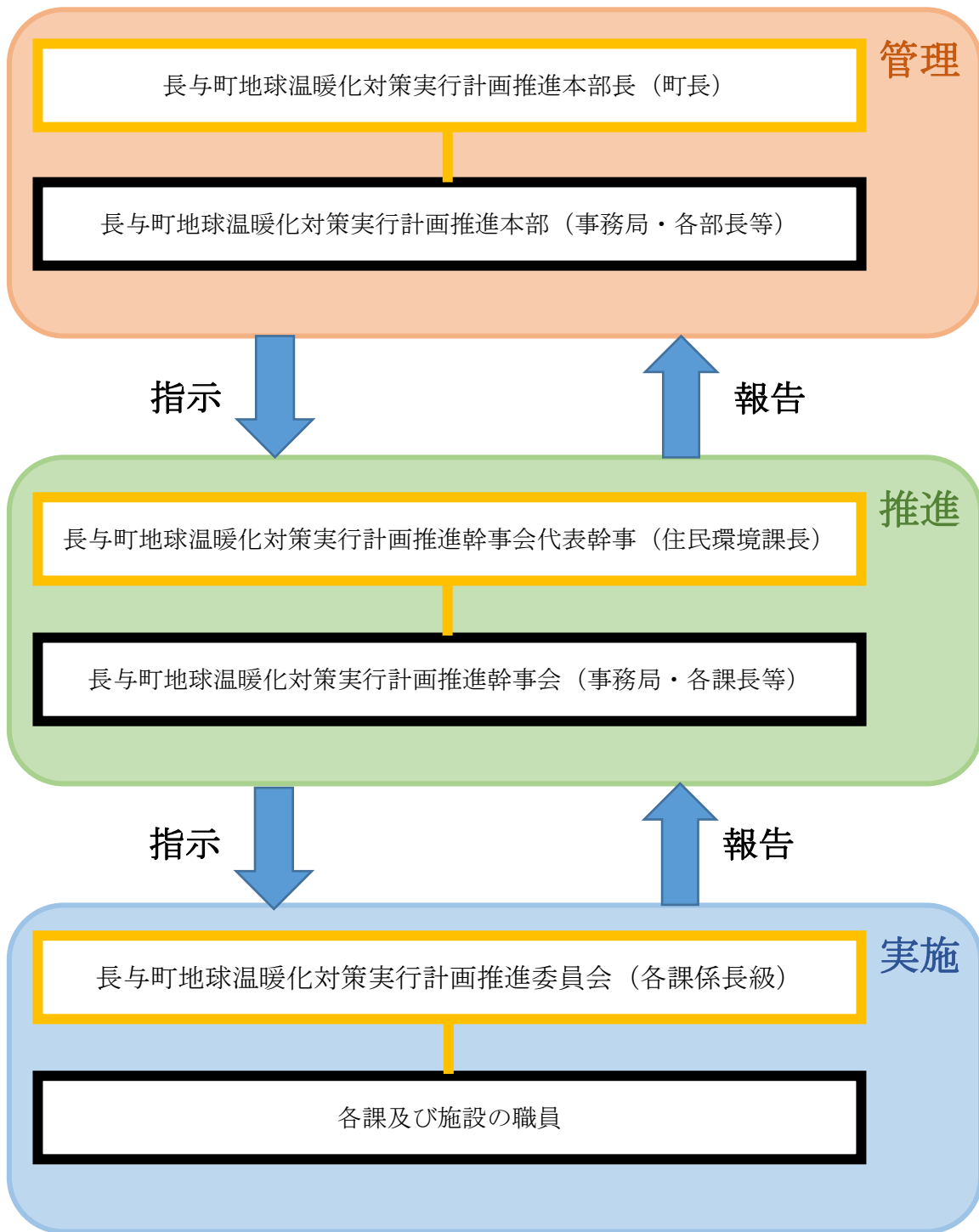


図5 長与町事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

長与町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、長与町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

長与町事務事業編の進捗状況は、推進委員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して幹事会に報告します。幹事会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

幹事会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2027年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度に長与町事務事業編の改訂を行います。

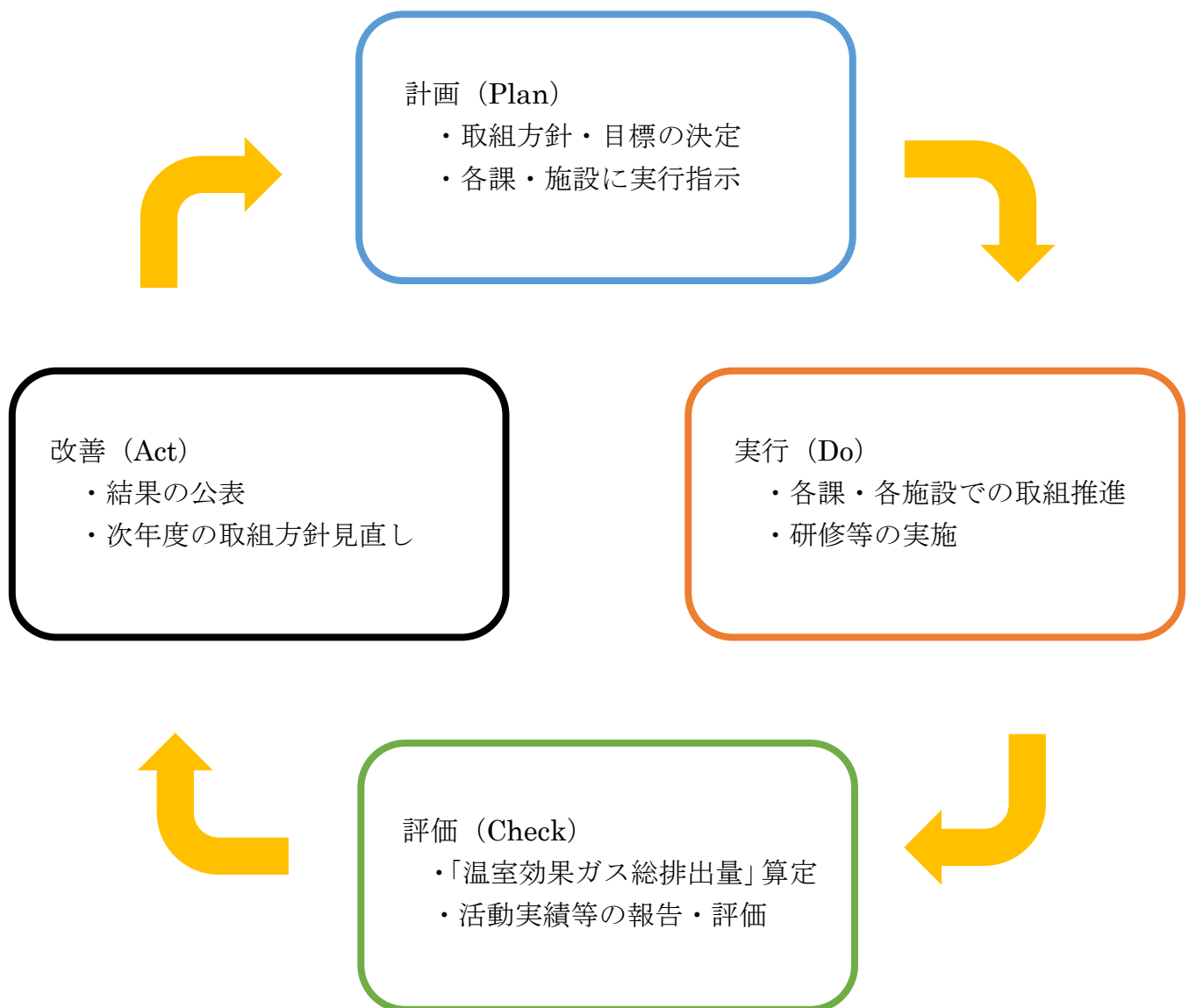


図6 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

長与町事務事業編の進捗状況は、長与町のホームページ等で毎年公表します。